

第 68 回社会保障審議会介護給付費分科会が 9 月 6 日（月）13 時から 15 時まで全社協・灘尾ホールで開催された。



今回の議事は、「一部ユニット型施設について」であり、前回のヒアリング等を踏まえ、議論のたたき台として「今後の一部ユニット型施設の取扱い等について」が示され、議論、意見交換が行われた。

厚生労働省から資料の説明が行われ、今後のユニット型施設に係る方針については、
ユニット型施設の整備推進の方針は今後とも堅持

一部ユニット型施設に関する規定について、混乱を生じることがないように整理・明確化

具体的には、

- ・ 基準省令における一部ユニット型施設という類型を廃止、従来型とユニット型の合築施設については、別施設として指定
- ・ 介護職員を除き他の職員については入所者の処遇に支障がない場合は兼務を認める
- ・ 施設の設備については、居室等を除きサービス提供に支障がないときは、併用を認める
- ・ ユニット型施設入居者に係る低所得者対策について分科会で検討する必要があること
- ・ 介護報酬の返還の取扱い

などの論点について議論が行われた。

各委員からは、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うのであれば、原則として1人室と理念だけでも書き込むことはできないか、また、従来型とユニット型に別々施設として指定する必要があるのか、介護報酬を分けること対応できるのではないかなど意見や人員配置基準をどうするのか、低所得者対策として社会福祉法人における減免措置などの補足的給付を考える必要があるなどの発言があった。

このほか、委員から別紙資料(添付)として意見等が出されているので、参照ください。

最後に分科会長から本日の議論、意見等を踏まえて、もう一度今後の一部ユニット型施設の取扱いについて文書で取りまとめを行い、皆さんの了解が得られるなら次回の分科会で決めたいとの発言があった。

なお、次回は、9月21日に開催される予定である。